

大崎地域世界農業遺産推進協議会公告第1号

世界農業遺産「大崎耕土」ツーリズムの商品造成及び広報・プロモーション業務公募型プロポーザルの実施について

世界農業遺産「大崎耕土」ツーリズムの商品造成及び広報・プロモーション業務公募型プロポーザルについて次のとおり実施する。

令和2年4月1日

大崎地域世界農業遺産推進協議会長 伊藤 康志

1 業務概要

- (1) 業務名称 世界農業遺産「大崎耕土」ツーリズムの商品造成及び広報・プロモーション業務
- (2) 業務内容 世界農業遺産「大崎耕土」ツーリズムの商品造成及び広報・プロモーション業務仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から令和3年3月15日（月）まで

2 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

別添世界農業遺産「大崎耕土」ツーリズムの商品造成及び広報・プロモーション業務公募型プロポーザル実施要領にて定める参加資格を満たしていること。

3 実施要領及び仕様書等の閲覧

実施要領及び仕様書等については、大崎地域世界農業遺産推進協議会ホームページ及び大崎市公式ホームページ、大崎市役所東庁舎1階の市政情報センターにて令和2年4月1日（水）から令和2年4月14日（火）の期間に閲覧すること。

4 担当

大崎地域世界農業遺産推進協議会事務局（大崎市産業経済部世界農業遺産推進課）
〒989-6188 宮城県大崎市古川七日町1番1号
電話 0229-23-2281（直通）

5 その他

プロポーザルに係る事項については、別添の実施要領に示すとおりとする。